

自治会加入促進等活動補助金の手引き

令和5年7月版

1. 補助金について

この補助金制度は、自治会の加入促進を目的とするお祭り等の行事に係る経費の一部を補助することにより、自治会が行う加入促進活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

2. 応募の資格

以下の項目に全て該当する団体であることが必要です。



- ① 吹田市に自治会長届を提出している単一自治会
- ② 独立した会則及び会計を有している単一自治会
※マンションの場合は、管理組合とは別に自治会を結成し、会則があり、自治会のみ予算・決算を計上することが条件です。
- ③ 1年以上の活動実績を有する単一自治会
- ④ 以下の公益的な活動を実施している単一自治会
 - ア 保健、福祉及び環境美化の増進を図る活動
(例) いきいき百歳体操の実施、遊園環境整備の実施など
 - イ 災害の防止及び救援活動に関する活動
(例) 自主防災組織の登録、防災訓練の実施など
 - ウ 防犯及び交通安全対策に関する活動
(例) 防犯パトロールの実施、子どもの安全見まもり隊活動の実施など
 - エ 文化、芸術及びスポーツの振興を図る活動
(例) 囲碁、球技大会等の実施など
 - オ 文書配布及び回覧等に関する活動



3. 補助対象の事業

単一自治会がお祭り等の行事を実施する事業とします（当日の天候不良等、自治会に過失なくして実施できなかった場合を含みます。）。

補助対象となるお祭り等の行事とは、①から③の要件に全て該当する行事です。

加入促進活動（3頁に記載しています）を行う必要がありますが、これまで実施していたお祭り等の行事と別の行事をあらためて実施する必要はありません。





- ① 住民相互の親睦及び自治会の加入促進を目的とすること
- ② 自治会区域内の自治会未加入者が参加可能なこと
※加入率が100%の自治会は、自治会区域内に自治会未加入者がいませんので、補助の対象にはなりません。
- ③ 自治会区域内又は自治会区域に近接する広場等において実施すること
※広場等は、学校のグラウンドや公園も対象になります

《具体的な行事が、補助対象事業に該当するかの判断の目安》

ア 該当する可能性が高いもの

- ・夏祭り、ハロウィンパーティー、秋祭り、クリスマスパーティー、餅つき大会（保健所への届出必要）、どんと焼き
社会通念上、①から③の要件を充たすと考えられるため、該当する可能性が高いですが、各行事の実態によっては該当しない場合もあります。

イ 該当する可能性が低いもの

- ・防災訓練
防災意識の向上を主な目的とする行事なので、①の要件に該当しません。
- ・夜回りパトロール
防犯意識の向上を主な目的とする行事なので、①の要件に該当しません。
- ・一斉清掃活動
環境美化を主な目的とする行事なので、①の要件に該当しません。
- ・バスツアー
③の要件に該当しません。

※その他、不明な点がございましたら、行事内容に応じて判断いたしますので、事前に市民自治推進室までご相談ください。なお、本補助制度の申請は1自治会につき、同一年度内に1回のみです。



4. 補助金の額

以下の(1)から(3)の金額のうち、一番少ない額となります。

- (1) 補助対象経費（3頁に記載しています）の総額
- (2) 自治会の加入世帯の数に75円を乗じて得た額に5,000円を加えた額
※加入世帯の数は、申請日を基準とします。
- (3) 50,000円



5. 補助対象経費

補助対象となる経費は、お祭り等の実施に要した経費のうち、下記の経費とします。

費 目	経費の種類
会場設営費	会場設営・撤去に要する費用等
賃 借 料	模擬店の調理器具、音響機材レンタル代等
印刷製本費	自治会加入促進、お祭り開催チラシの作成費用等
備品購入費	事務用品、飾りつけ部品代等

自治会未加入者へ配布するチラシは印刷製本費で計上できますので、必ず作成してください。

6. 加入促進活動

本補助金は、自治会の加入促進を目的とするお祭り等の行事に対して補助を行うものなので、次に定める加入促進活動を行っていただきます。

🔑

① 実施案内のチラシの作成・配布
自治会未加入者へ自治会加入を促す実施案内のチラシを作成し、自治会未加入者に対して事前配布を行ってください。（通常の自治会でのイベント開催時に作成しているチラシのようなもので構いませんが、「自治会未加入者もお気軽にご参加ください」といった文言を必ず入れてください。原案ができましたら確認させてください。）

② 加入促進チラシの配布等
お祭り等の行事の実施当日は、会場内に自治会加入申込窓口を設けて加入申込受付を行うとともに、吹田市が作成するチラシの配布を行ってください。

③ 吹田市ホームページへの掲載（任意）
お祭り等の行事に先立ち、ご希望があれば市ホームページで行事の情報に掲載いたしますので、①のチラシデータ等を市民自治推進室へ提供してください（データの作成が困難な場合は、紙媒体でいただければ市でデータ化の対応をします。）。

🔑

7. その他

- (1) 受給の重複を避けるため、吹田市、大阪府、地区連合自治会等から補助対象事業に係る補助金等を受ける場合には、この補助金を申請することはできません。
- (2) 補助金を受けた自治会は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿、証拠書類を補助事業完了後10年間保管してください。10年間の保管が難しい場合には、市民自治推進室までご相談ください。



8. 補助金を受けるために準備していただくもの

交付申請時に必要となるもの

- (1) 吹田市自治会加入促進等活動補助金交付申請書（様式第1号）
吹田市所定の用紙にご記入いただきます。
- (2) 祭り等加入促進行事計画書
吹田市所定の用紙にご記入いただきます。
- (3) 自治会の会則
- (4) 自治会員の世帯数が分かるもの
補助金額の算定に使用しますので、自治会員名簿等を窓口にご持参ください。
- (5) 自治会の年間活動計画書
- (6) 自治会の年間収支報告書
- (7) 行事の実施案内のチラシ
ご希望があれば市ホームページで行事の情報を掲載いたしますので、①のチラシデータ等を市民自治推進室へ提供してください。
※加入促進チラシ（市作成）をお渡ししますので、必要数を教えてください。

実績報告時・補助金交付請求時に必要となるもの

- (1) 吹田市自治会加入促進等活動完了報告書（様式第3号）
吹田市所定の用紙にご記入いただきます。
- (2) 補助対象事業実施結果報告書
吹田市所定の用紙にご記入いただきます。
- (3) 補助対象経費を支払ったことが分かるもの
自治会あての領収書（支払時に発生するポイント額は、支払額から控除する必要がありますので、ご注意ください。）
- (4) 加入促進活動を行ったことを証する書類
 - ・ 行事の実施案内のチラシ（事前に提出したものに変更がなければ不要です。）
 - ・ 行事当日の会場で、自治会加入申込窓口を設置したことが分かる写真
 - ・ 加入促進チラシを配布したことが分かる写真

（どちらの内容も確認できるものであれば、写真は1枚でも構いません。写真は後から準備することができないので、当日に必ず撮影してください。提出がなければ補助金のお支払いはできません。）
- (5) 加入促進行事実施後に加入した新規自治会員世帯数が分かるもの
当日入会者の有無を確認しますので、自治会加入申込書等を窓口にご持参ください。
- (6) 吹田市自治会加入促進等活動補助金交付請求書（様式第5号）
吹田市所定の用紙にご記入いただきます。

